

自主防災会規約



川間台自主防災会

(川間台自治会)

第一条（名称）

この会は、川間台自治会・自主防災会(以下、本会という)と称し、事務所を自主防災会長宅に置く。

第二条(目的)

本会は、会員による自主的な防災活動を行うことにより、各種災害による被害の防止及び対策を図ることを目的とする。

第三条(事業内容)

本会は、前条目的を達成する為、次の事業を実施する。

- (1) 地震などの自然災害知識の普及に関すること。
- (2) 地震などの自然災害に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震などの自然災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導などの応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材などの備蓄・管理に関すること。
- (6) その他、本会目的を達成するために必要な事項。

第四条(会員)

本会は、川間台自治会員である世帯で構成する。

第五条(組織構成)

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| (1)会長 | 1名(自治会長が兼務) |
| (2)副会長 | 2名 |
| (3)防災委員 | 10名程度 |
| (4)防災班長 | 自治会班長。但し、班長が防災委員を担当している場合は、班員の中から選出する |
| (5)防災担当 | 上記(1)～(4)以外の会員全員 |
| (6)会計 | 自治会会計部長が兼務 |
| (7)会計監査 | 自治会監査者が兼務 |
| (8)その他 | 必要があれば、アドバイザーを任命することも出来るものとする。 |
- (※)上記(1)～(2)の者は、自主防災会役員となり、自治会役員会に出席するものとする。

第六条(組織構成の任務)

- (1) 会長

会長は、本会を代表し、会務を統括する。具体的な行動は、自主防災マニュアルに

規定する。

(2) 副会長

会長を補佐し、会長が事故ある時は、その任務を代行する。また、毎年度、自主防災マニュアルを見直し、会員への周知徹底を図る。

(3) 防災委員

万一の災害発生時、対策本部の設営、生活用水設備の立ち上げ等の業務を行うとともに、区域の防災活動に対する意見提起/行動をとる。具体的な行動は、自主防災マニュアルに規定する。

(4) 防災班長

万一の災害発生時、班員と協力し、班員の安否確認、初期消火活動等を行う。具体的な行動は、自主防災マニュアルに規定する。

(5) 防災担当

共助の精神で、班員全員で防災活動をおこなう。具体的な行動は、自主防災マニュアルに規定する。

(6) 会計

自主防災会の会計を行なう。

(7) 会計監査

自主防災会の会計内容を監査する。

第七条(自主防災会議)

自主防災会議は、会長・副会長・防災委員で構成し、区域の自主防災に対する意見交換・課題解決等を協議する。

第八条(総会)

1 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、自治会とともに開催する。但し、特に緊急な案件が生じた場合は、適宜、開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会は、次の事を審議する。

- ・規約の改正に関すること
- ・防災計画の作成および改訂に関すること
- ・事業計画に関すること
- ・予算および決算に関すること
- ・その他、会長が特に必要と認めたこと

第九条(自治会役員会)

自治会役員会へは、会長、副会長が出席し、自主防災に対する関連情報等を報告するとともに、自主防災の課題等を提起し、協議する。

第十条(防災計画)

本会は、地震などの自然災害による被害の軽減及び改善を図るため防災計画を作成する。

防災計画は、活動組織を明確にするとともに、防災訓練等を行う。具体的な内容は、
自主防災マニュアルに規定する。

第十一条(経費)

本会の運営に関する経費は、自治会および市の補助金を以って運営する。

第十二条(会計年度)

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第十三条(会計監査)

会計監査は、毎年1回行う。但し、必要がある場合は適宜、開催できるものとする。また、
監査結果は、総会で報告しなければならない。

(付則)

- 1 この規約は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 平成29年4月1日(一部改訂)
- 3 令和5年4月1日(改訂)
- 4 令和6年7月(旧自主防災会規約を廃止し、新たに制定)